

2025 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 和 心
代表者名 代 表 取 締 役 森 智 宏
(コード番号 9271 東証グロース)
問合せ先 執 行 役 員 CF0 斎 藤 順 一
(TEL 03-5785-0556)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員、社外協力者に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権には、業績条件が達成され、その後、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。

これにより、本新株予約権の付与対象者が株価下落時には一定の責任を負い、既存株主の皆様と株価変動リスクを共有することで、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、株価条件の発動水準を決議日前営業日の株価終値の 50%（221 円）に設定した理由といたしましては、その水準が新株予約権の価値の減少と認識される代表的な分岐点であり、当社における取締役及び本件新株予約権付与対象社員、社外協力者に対して、業績の拡大と企業価値の最大化を目指すための株価水準へのプレッシャーを意識する適切な水準が現時点の株価の概ね 50%程度であると判断したためであります。

また、株価下落局面においても、あらかじめ定められた条件に該当しない限り、当社による取得、新株予約権者による放棄はできません。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 2.8%に相当します。しかしながら、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであ

と考えております。

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,800 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 180,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社 IB Laboratory が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、決議日前営業日の終値の株価の 125%の 552 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発

行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年4月1日から2036年3月31日までとする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2025年12月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、330百万円を超過（2025年度の営業利益の発表予算を10%以上超過）した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うこと

が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権者は、以下の期間ごとに、定められた条件に従い新株予約権の権利行使が可能となる（以下、権利行使が可能になることを「ベスティング」という。）。但し、本項の定め若しくは新株予約権割当契約の定めにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当該時点以降のベスティングは中止するものとする。なお、行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた新株予約権についてのみ行使することができる。

i. 2028年12月31日までは、割当数の10分の4について行使することができる。

ii. 2029年1月1日から2031年12月31日までは、iでベスティングされた新株予約権を含めて、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

iii. 2032年1月1日から2036年3月31日までは、割当数からiで行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

③ ①に定める要件を満たし、本新株予約権を行使する事が可能となった以降、行使期間の終期に至るまでの間に株価終値が一度でも決議日前営業日の株価の50%（221円）を下回った場合、新株予約権者は②でベスティングされている範囲で、行使可能なすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。

④ 新株予約権者のうち、新株予約権の発行時において当社又は当社子会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由による退任又は正当な理由により退職する者で、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2025年5月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の各号に定める事由が生じた場合、当社取締役会決議により別途定める日において、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合

- (2) 新株予約権者が、差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) 新株予約権者につき破産手続き開始、民事再生手続き開始その他これらに類する手続き開始の申し立てがあった場合
- (4) 新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、その他暴力、威力、詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団または個人を意味する。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年5月31日

9. 申込期日

2025年5月23日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	7名	1,330個
当社従業員	7名	340個
社外協力者(2社)	2名	130個

III. 割当予定先の選定理由等

1. 割当予定先の概要

割当予定先の概要	社外協力者 2名	
当社と割当予定先との間の関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	当社の社外協力者であります。
	取引関係	当社との業務委託契約に基づき、事業に関する支援業務にすでに携わっております。

(注) 当該社外協力者は、今後の事業拡大、事業戦略の立案、経営企画に関する当社および子会社に対する支援業務に携わっております。当該社外協力者の個別の氏名等を開示することは、当社及び社外協力者の業務上支障をきたす恐れがあるため、記載を省略させていただいております。

なお、本新株予約権の付与にあたり、当社は当該社外協力者に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い確認するとともに、日経テレコン及びインターネット検索を利用し、氏名及び住所についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査しましたが、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。これを踏まえて、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。また、暴力団等の反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株

式会社東京証券取引所に提出しております。

2. 割当予定先を選定した理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的としております。

割当予定先である社外協力者は、当社の企業価値の増大を目指すにあたり、その貢献度は非常に高いものと認識しております。今後、中長期的な当社への貢献意欲を向上させることを目的として、割当予定先を選定するものであります

3. 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭により確認しております。

4. 割当予定先の払込み及び権利行使に要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権に係る払込み及び権利行使については支障がない旨を口頭により確認をしております。

以上